

訪問看護リハビリステーションほのか浅口 運営規程

(医療保険)

(事業の目的)

第1条 株式会社ハート&クリエーション（以下「事業者」という。）が開設する訪問看護リハビリステーションほのか浅口（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護の事業（以下「訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|---------------------|
| 一 名 称 | 訪問看護リハビリステーションほのか浅口 |
| 二 所在地 | 浅口市金光町占見新田 455-3 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| 一 管理者 | 1名（常勤1名、訪問看護師と兼務）
管理者は、ステーションの従業者の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 |
| 二 看護師等 | 訪問看護師 3名以上（1名は管理者と兼務）
理学療法士 1名以上
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書等を作成し、訪問看護等の提供に当たる。 |

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--|
| 一 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。 |
| 二 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までとする。 |
| 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。 | |

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭、洗髪、入浴等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の保険証の記載の負担割合の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の支払を受けることができるものとする。
 - 一 交通費（通常の事業の実施地域を越えたところからご家庭までの片道1kmごとに40円）
 - 二 死後の処置料 20,000円
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（又は記名押印）を受けることとする。

(実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浅口市、浅口郡里庄町、井原市、笠岡市、倉敷市玉島の区域とする。但し、離島及び井原市芳井町、美星町を除く。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事故が発生した場合は下記の手順で対応する。

- 一 利用者の身体に直接損傷を与えるような事故があった場合
 - ① 主治医に連絡を行い指示受けする等、緊急時の連絡手順に従って対応する。
 - ② 緊急を要する場合、かつ上記連絡先に連絡が取れない場合は救急車を依頼する等の対応を行う。
 - ③ 家族への連絡
 - ④ 管理者への連絡
- 二 一以外の事故があった場合
 - ① 利用者の安全を確保する。
 - ② 管理者に連絡、指示受けする。

(火災等緊急を要する場合は119番通報等優先する。)

- 2 事故発生時には、保険者、居宅介護支援事業者等にも連絡をとり、迅速に対処する。
- 3 損害発生時には、損害賠償請求に応じる。
- 4 事故の再発防止に努める。

(秘密保持義務)

第11条 ステーションは、担当看護師等が、正当な理由がない限り、その業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を漏らさないこととする。

- 2 訪問看護ステーションは、訪問看護ステーションの従業者が退職後、在職中知り得た要介護者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じることとする。

(苦情処理)

第12条 苦情の申し出があった場合は迅速かつ適切に対応し、サービスの向上・改善に努めることとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 ステーションにおける虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 ステーションにおいて、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当ステーション従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヵ月以内
 - 二 繼続研修 年2回以上
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(その他)

第15条 ステーションは、介護保険適用外で利用者から訪問看護の希望があった場合は実費でのサービスを提供する。

- ・30分未満・・・5,000円
- ・30分以上60分未満・・・9,000円

- ・60分以上の場合には、30分毎に3,000円を加算する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年3月29日 一部改正 令和5年 3月 1日 一部改正

令和6年4月 1日 一部改正 令和6年12月10日 一部改正